

西日本図書館学会大分県支部会則

第1章 総 則

第1条 本会は西日本図書館学会会則第15条の規定に基づき、西日本図書館学会大分県支部と称する。

第2条 本会の事務局は別府大学司書課程の内に置く。

第3条 本会は図書館学の研究及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会 員

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する者を以て会員とする。

第3章 事 業

第5条 本会は次の事業を行う。

1. 会誌の発行 2. 研究会・講演会等の開催 3. 図書館関係団体との協力提携

第4章 総会

第6条 総会は毎年1回開き支部長が招集する。

第7条 総会において決定すべき事項

1. 予算及び決算に関する事項 2. 会則の変更 3. その他必要な事項

第5章 会 計

第8条

第9条 本会の会費 個人会員 年額 1,000 円

第10条 会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

編 集 後 記

今回は諸般の事情により3月発刊となりました。その為、編者の対応が遅れたにも関わらず4編の原稿を頂きました。

それぞれ特色のある内容ですが、「若山牧水と読書」についてはかなり詳細な記述があり一編の作品の中に「読書」に付いてのみの項を抽出する為には完読しなければならない、筆者のその読書力には頭の下がる思いがします。図書館人として記述した資料をいかにして調査したのか興味深いものがあります。

他の方々のそれぞれの現場での前向きな取り組みは、メカナイズされていない時代に仕事に携わっていた編者にとって新鮮な思いがします。進歩する図書館業務の担い手として期待します。

長い間本誌の編集に携わって来られた皆上氏が編集委員を辞する事になりました。原稿依頼から校正、印刷、製本に至るまでの過程を一手に引き受けられたご苦勞は大変だったと思います。心よりお礼を申し上げます。

今後ともご指導頂きたいと願っております。

(A.K)